

第3次

大鰐町子ども読書活動推進計画



令和2年4月
大鰐町教育委員会

第3次大鰐町子ども読書活動推進計画

【目次】

□ あいさつ 大鰐町教育委員会教育長 木田 専一	・・・・・・・・	P 1
第1章 はじめに	・・・・・・・・	P 2
第1 計画策定の趣旨		
第2 計画の期間		
第3 計画の位置付けと対象		
第2章 アンケート調査の結果と概要	・・・・・・・・	P 3
第1 調査の目的と内容		
第2 大鰐町の子どもの読書活動のアンケート調査の比較		
第3章 第3次大鰐町読書推進計画における現状と課題	・・・・・・・・	P 6
第1 地域における読書活動の現状と課題		
第2 家庭における読書活動の現状と課題		
第3 保育園・認定こども園における読書活動の現状と課題		
第4 学校における読書活動の現状と課題		
第4章 子どもの読書活動の目指す姿	・・・・・・・・	P 10
基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進		
基本方針2 子ども読書活動を支える環境の整備・充実		
基本方針3 子ども読書活動に関する理解と関心の普及・啓発		
第5章 子どもの読書活動の推進方策	・・・・・・・・	P 11
基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進		
1 家庭における子どもの読書の機会の充実		
2 地域における子どもの読書の機会の充実		
3 学校等における子どもの読書の機会の充実		
基本方針2 子ども読書活動を支える環境の整備・充実		
1 公民館図書室における環境の整備・充実		
2 学校図書室における環境の整備・充実		
基本方針3 子ども読書活動に関する理解と関心の普及・啓発		
1 子ども読書活動に関する啓発の推進		

第6章 子どもの読書活動の重点実践策	・・・・・・・・	P 15
○ 重点実践施策		
□ 資料編	・・・・・・・・	P 17
1 子どもの読書活動の推進に関する法律		
2 子どもの読書活動をめぐる国及び青森県の主な動向		
3 大鰐町子ども読書活動推進計画策定委員会会則		
4 第3次大鰐町子ども読書活動推進計画策定委員一覧		

あ い さ つ

大鰐町では、未来を担う大鰐町の子供たちが、「確かな学力」と「豊かな心」「健やかな体」を育めるよう、今後5年間の計画期間とした「第3次大鰐町子ども読書活動推進計画」を令和2年4月に策定いたしました。

本プランには、子どもたちが丸ごとの自分を受け入れ、自信と誇りをもって未来を切り拓いていってほしいという願いが込められています。

読書は、言葉を学び、様々な知識を得たり、楽しみを味わったり、想像力を豊かにするなど、子どもの成長に欠かせない役割があります。社会環境が大きく変化する中、これからを生き抜く子どもたちには、テレビやゲームなどの映像の世界だけでなく、読書を日常生活の中で習慣化し、本との幸せな出会いが成長の大きな助けとなります。

本町では、平成26年4月に「第2次大鰐町子ども読書活動推進計画」を策定し、小・中学校における読書活動の推進とそれを支える環境整備に力を入れてきました。それにより、従前からの各学校の朝読書活動の充実と大鰐町読書推進会「わにっこわくわく」の読み聞かせボランティアの積極的な活動により、子どもの読書量が増え、また中央公民館の図書室と小・中学校の図書室や県立図書館がネットワークでつながることによって、多くの本に触れる機会が多くなるとともに、貸出・返却が円滑にできるようになりました。

今後は、前計画を受けて、そのよさは引き継ぎながら、これまでのように学校、町内の読書ボランティアや県立図書館、関係機関等が連携するとともに、家庭、地域の協力が重要です。社会全体で力を合わせ、すべては子どもたちのために取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました、第3次大鰐町子ども読書活動推進計画策定委員の方々をはじめ、関係各位の皆様から感謝申し上げます。

令和2年4月

大鰐町教育委員会教育長 木田 専一

第1章 はじめに

第1 計画策定の趣旨

近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になっています。子どもたちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることが求められています。

子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条抜粋）であり、未来をつくる子どもたちが読書に親しみ、自主的に読書活動をするためには、町全体で積極的にそのための環境の整備を推進していかなければなりません。

当町は、これまで第1次、第2次大鰐町子ども読書活動推進計画を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきましたが、課題も多く、計画策定時に目指したものが十分実施できたとは言い難い部分もあります。このため、第2次大鰐町推進計画の理念を継承しつつ、これまでの情勢の進展と当町の取組と課題を踏まえ、ここに新たな「第3次大鰐町子ども読書推進計画」を策定するものです。

第2 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第3 計画の位置付けと対象

- (1) この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく市町村子ども読書活動推進計画とします。
- (2) この計画は、「第四次国の子ども読書活動推進に関する基本的な計画」及び「第三次青森県子ども読書活動推進計画」との整合性を図っています。
- (3) この計画は、大鰐町の基本的方向性を定めた「第5次大鰐町振興計画」（平成25年度～令和4年度）との整合性を図っています。
- (4) この計画は、おおむね18歳以下の子ども及び子どもの読書活動に関わる大人を対象とします。

第2章 アンケート調査の結果の概要

第1 調査の目的と内容

(1)調査の目的

平成25年度に行ったアンケート調査とほぼ同じ内容のアンケートを行い、子どもの読書活動の現状把握のみならず、意識変化を捉えることにより、当町の子ども読書活動推進計画策定に資することを目的とします。

(2)調査対象者

大鰐町内の幼児（年長のみ）、小学生（全児童）、中学生（1年生のみ）及びその保護者

(3)実施期間

平成30年12月1日～平成30年12月25日

第2 大鰐町の子どもの読書活動のアンケート調査の比較

計画策定に当たり、小中学生向け・保護者向けとして平成25年度に実施した内容と同様のアンケート調査を実施しました。

□（調査Ⅰ）大鰐町の小学生の読書量について

質問1 あなたは1か月にどれくらい本を読みますか。（マンガ・雑誌を除く）

質 問	平成25年度	平成30年度
月に3冊以上	37%	57%
月に1～2冊	37%	35%
ほとんど読まない	26%	8%

月に3冊以上本を読んでいる児童は6割近くに達しており、1冊以上本を読んでいる児童は、9割を超えています。

また、ほとんど本を読まない児童が1割未満であり、本を読んでいる児童が多いことが分かります。

質問2 読む本をどこで見つけていますか。(複数回答可)

質 問	平成25年度	平成30年度
本屋で買う	26%	29%
学校図書館(図書室)で借りる	42%	35%
町の施設で借りる	5%	6%
家にある本を読む	27%	30%

『本屋で買う』、『学校図書室で借りる』が全体の6割を超えていますが、『町の施設で借りる』が1割未満となっています。

□(調査Ⅱ)大鰐町の中学生の読書量について

質問1 あなたは1か月にどれくらい本を読みますか。(マンガ・雑誌を除く)

質 問	平成25年度	平成30年度
月に3冊以上	36%	16%
月に1～2冊	39%	35%
ほとんど読まない	25%	49%

月に1冊以上、本を読んでいる児童が前回と比べ2割近く減っています。このため、ほとんど本を読まない生徒が、5割となっており、読書離れが進んでいると推測されます。

質問2 読む本をどこで見つけていますか。(複数回答可)

質 問	平成25年度	平成30年度
本屋で買う	71%	53%
学校図書館(図書室)で借りる	10%	5%
町の施設で借りる	1%	2%
家にある本を読む	18%	40%

『本屋で買う』、『家にある本を読む』が全体の9割を超えていますが、『学校の図書室』、『町の施設で借りる』が1割未満となっています。

□（調査Ⅲ）保護者の読み聞かせについて

質問1 あなたのお子さんは読書が好きですか。

	保育園・幼稚園	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校1年
好き	15%	33%	29%	29%	28%
まあまあ好き	52%	36%	42%	41%	26%
あまり好きではない	33%	29%	23%	24%	42%
嫌い	0%	1%	6%	4%	2%
わからない	0%	1%	0%	2%	2%

質問2 子どもに読み聞かせをしていますか。（または、しましたか。）

	保育園・幼稚園	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校1年
よくした	11%	22%	20%	23%	23%
たまにした	59%	49%	42%	45%	35%
あまりない	26%	24%	26%	18%	16%
しない	4%	5%	12%	14%	26%
わからない	0%	0%	0%	0%	0%

質問3 ブックトークをしていますか。（または、しましたか。）

	保育園・幼稚園	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校1年
よくした	4%	6%	5%	4%	6%
たまにした	44%	34%	24%	35%	22%
あまりない	26%	26%	39%	34%	33%
ない	7%	23%	24%	20%	35%
わからない	19%	11%	8%	7%	4%

このアンケート調査から、大鰐町では、子どもに読み聞かせをしなかった保護者は少なく、質問1の子どもが読書が好きであることと、質問2の子どもに読み聞かせをすることには正の相関関係がみられます。

第3章 第3次大鰐町読書推進計画における現状と課題

第1 地域における読書活動の現状と課題

(1)中央公民館図書室

①現状

大鰐町には令和元年度現在、中央公民館図書室、中央児童館図書コーナー及び数か所の分館に図書コーナーが設置されています。

この中で、町民に日常的に貸出業務を行っているのは中央公民館図書室です。公民館の開架図書数は22,022冊であり、そのうち児童書は絵本類を含めて、全体の64.6%の14,240冊です。(令和元年12月現在)

貸出にみる利用状況は平成30年度では1,326人(延べ冊数3,487冊)であり、人口9,556人の大鰐町では約13%の人に利用されていることとなります。

児童書の貸出に限定してみると、全体では534人、冊数544冊となっており、全体の利用に比して少ない数と言えます。さらに、中学生の利用者に限定すると年間の利用がなく、中学生の読書は学校での読書活動に支えられているものと予想されます。

平成28年度からは図書の貸出のシステム化が図られ、必要に応じた図書の貸出状況や検索がより便利になり、登録者数は年々増加しています。

②課題

公民館図書室の利用者数が減少傾向にあります。これは、人口の減少も一つの要因となっていると考えられますが、読書離れが進んでいると思われます。このため子どもの発達状況に合わせた工夫が必要であると考えます。また、他の図書館に比べ読書スペースを十分に確保できない問題があります。

(2)読み聞かせグループ

①現状

大鰐町読書推進会が運営する読み聞かせグループ「わにっこわくわく」が中央公民館を拠点に、町内の読書活動の推進に取り組んでいます。

活動内容は、読み聞かせ会の実施、町内の保育園、認定こども園、小学校での読み聞かせ活動、児童館行事や『こどもの読書週間』のイベントへの参加協力、乳幼児の健診時の絵本紹介などを行っています。公民館図書室においても紙芝居や大型絵本のリストを作成し、一般図書とは別の方法で貸出を行っています。

②課題

町の読書活動の核としてより一層、保育園、認定こども園、小学校、中学校との連携した活動が期待されます。活動の更なる充実や、読み聞かせグループは1つに留まっているため、新しいグループの育成が求められています。

(3)乳幼児健診

①現状

ブックスタート事業として、保健福祉課が行っている7か月児健診時に、読み聞かせグループと連携し、保護者に対し読み聞かせの大切さや、質の高い絵本の紹介を行っています。その際、絵本のプレゼントをしており家庭における積極的な読書活動を推進しています。

*ブックスタート事業は、保護者に読み聞かせの要領を指導したり、発達段階に応じた質の高い絵本の紹介を行ったりすることで、子どもたちへの読み聞かせ活動の入り口部分を担う活動です。

②課題

ブックスタート事業は、町の図書施設の利用を促進するための機会でもあり、保健福祉課・読み聞かせグループ・公民館・児童館との連携した事業の推進が望まれます。

(4)児童館等の機関

①現状

児童館においては、読書環境をより良いものとするために図書室の場所を変更しました。従来はプレイルームと一体化されており、静かにゆつくりと本を読む環境ではありませんでした。今までより部屋は狭くなりましたが、落ち着いて読書ができる部屋になったことに加え、「読ませたい本」より子どもが「読みたい本」の充実を図り、本に触れる機会を増やした結果、本を読む子どもが増えています。

また、乳幼児専用の部屋に飛び出す絵本、布絵本など五感で楽しむ絵本の充実を図り、おもちゃ感覚で楽しめるようにしています。その他、育児雑誌など子育てに関する本も取り入れ、保護者の読書活動の推進を図っています。

②課題

子どもたちの興味を引く本は充実し本を読む機会が増えましたが、「読ませたい本」を読んでもらうには、どうしたらよいかを考えていくことが必要です。

第2 家庭における読書活動の現状と課題

(1)乳幼児について

①現状

乳幼児期の絵本の読み聞かせの重要性については、言語能力の育成やコミュニケーション能力を育てるだけに留まらず、温かい家庭環境を育む上でも大きな意義があります。

また、ブックスタート事業のように子育て支援の充実が図られたことにより、乳幼児期の絵本の読み聞かせの取組が推進されています。

②課題

家庭での読み聞かせを更に支援するため、公民館図書室の利用促進が求められます。

公民館図書室の中で絵本類は約1,300冊あり、冊数としては充分であるため、配置や探しやすさを見直したり、公民館で本が借りられることを周知したり、もっと多くの保護者に借りてもらえるような工夫が必要です。

(2)小・中学生について

①現状

小学生の読書離れ傾向は中長期的に改善傾向にありますが、中学生の読書離れ傾向は依然として高い状況にあると言われていています。中学生までに読書習慣が形成されていない者は、高校生になっても読書の関心度合いが低くなる傾向があります。

②課題

部活動や勉強する時間が増加するとともに、テレビやスマートフォンを利用する時間は学年が上がるにしたがって増加傾向にあるため、子どもが多忙の中で読書に関心を持つようなきっかけを作り出すことが必要です。

(3)家庭における読書習慣について

①現状

子どもの読書活動は、日常の生活を通して形成されるものであり読書が生活の中に位置付けられ継続して行われることが重要です。また、家庭における読書は1冊の本を媒介にして家族が話し合う時間となり、温かい家庭環境を育む手段となります。

②課題

家庭において読み聞かせや、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど工夫し、子どもを読書に親しむきっかけを作ることが求められます。

第3 保育園・認定こども園における読書活動の現状と課題

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造性を豊かなものにし、幼児期の「生きる力」を身に付けていく上で欠くことができないものです。家庭を除いて、乳幼児の読書環境に最も大きな影響力を持つのは保育園や幼稚園であり、子どもたちの今後の読書活動の入り口を築くこの時期での読書活動は重要となります。

① 現状

子どもと本の出会いの拠点として、絵本や紙芝居の読み聞かせを行っています。取組としては、年齢別に楽しめる絵本を図書室や各保育室に絵を設置し、好きな時間に好きな絵本を手に取り楽しめるようにするとともに、自主性を大切にしながら読書の時間を設けています。また、毎日保育者による読み聞かせも実施し、子どもの興味を大切に、想像力を育てながら物語へ親しめるように題材や指導方法等を工夫しています。図書の貸出を積極的に行い、家庭へも啓発事業を展開するとともに地域のボランティア団体の主催する読み聞かせ会に参加するなど、読書推進活動を積極的に進めています。

②課題

年齢が上がるにつれて、読書離れが進む傾向にあります。このことから、子どもが自主的に読書を行う意欲を高め習慣を身に付けることができるよう図書の充実を図り、様々な本を身近に楽しめる環境を家庭や園で整えていくことが必要となっています。また、保護者、保育者など身近な大人が読書活動へ理解と関心を持つことの大切さと読み聞かせの技術や知識向上が求められています。

第4 学校における読書活動の現状と課題

子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会拡充や図書紹介に取り組んでいます。

①現状

◆大鰐小学校

- ・全校児童による朝読書に取り組んでいます。
- ・読書カードを用いて、読書への意欲付けを行っています。
- ・家読（うちどく）の推進に努めています。
- ・読み聞かせグループによる、全学年への読み聞かせを行っています。

この他、司書教諭を中心に図書室や学年図書の整備などを計画的に実施し、子どもたちの読書環境の充実に努めてきた結果、全校的に読書への関心が高まり学年相応の読書習慣も身に付いてきています。

◆大鰐中学校

- ・朝自習の時間を活用した読書活動の推進に取り組んでいます。
- ・図書委員会が中心となり新刊図書の紹介を積極的に行い、全校での読書活動を推進しています。

②課題

◆大鰐小学校

- ・読書への興味関心については個人差が見られます。
- ・年齢や学年に見合った書籍を選べない児童も少なくありません。
- ・調べ学習や情報収集に書籍を活用する場合、その情報が古くなっているケースがあり、定期的に新しい書籍を購入する必要があります。

◆大鰐中学校

- ・情報環境の変化が生徒の読書環境に与える影響が大きいことから、生徒に読書に興味を持ってもらうことです。
- ・「学び」を支える場として、図書室を活用した調べる学習の取組が必要です。

第4章 子どもの読書活動の目指す姿

基本理念

国の基本理念（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）及び、町の基本理念「町民が安全・安心で、健やかで心豊かな生活ができるまちを目指す」（第5次大鰐町振興計画）さらには、前章の現状と課題を踏まえ、本町における子どもの読書活動の推進に関する基本方針を次のとおり設定します。

町民みんなが、読書の意義を理解して、子どもの読書環境の整備のために連携して取り組む。

～読書活動を通じて町民みんなで子どもたちの健やかな成長を応援しよう～

上記の基本理念を踏まえて、本計画の基本方針を次のとおりとします。

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供する必要があります。そのため、家庭・地域・学校のそれぞれの役割を明確にし、子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた社会全体での取組の推進に努めます。

基本方針2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、乳幼児期から読書に親しめるような環境を身近に整えることが必要です。そのため、子どもの読書活動に資する施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。また、各施設間及びボランティア等との連携・支援を進めます。

基本方針3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、特に、保護者、教員、保育者等子どもの成長に深く関わる身近な大人が、読書活動に理解と関心を持つことが重要です。子どもは、絵本や昔話等の読み聞かせを通じて、また、読書をする大人の姿を見ることで読書意欲を高めていきます。そのため、子どもの自主的な読書活動の意義や重要性について理解と関心を深め、地域全体で子どもの読書活動を推進する機運の醸成に努めます。

第5章 子どもの読書活動の推進方策

第4章で掲げた「基本方針」1～3に基づき、子どもの読書活動の推進に向けて、以下の取組を進めます。

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実にに向けた取組の推進

1 家庭における子どもの読書の機会の充実

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものです。子どもが読書に親しみ、自主的に読書活動を進め、読書習慣を身に付けるために、家庭の役割は極めて重要となります。そのためには、まず、保護者が読書に対する理解を深め、自ら読書に親しむことが大切です。そして、子どもとともに読書の楽しさを分かち合い、家族間のコミュニケーションを深め、読書が生活の中に位置付けられるような取組を推進することが大切です。また、家庭の子育て環境が大きく変化している今日、祖父母による子どもの読書活動への関わりも考慮する必要があります。

① 家庭での読み聞かせの浸透

公民館、読み聞かせグループ等の関係団体、子どもの読書活動が行われる施設（保育園、認定こども園、小・中学校）との連携により、乳幼児期から絵本等に触れる機会の充実に努めるとともに、子どもの発達に応じて絵本の読み聞かせや一緒に本を読むなどの活動を継続的に行い、家庭での読み聞かせを推進します。

② 保護者に読み聞かせの楽しさなどを伝える場の提供

7か月乳幼児健診時に読み聞かせボランティアが保健福祉課と連携し、絵本の選び方や読み聞かせの楽しさなどを保護者に伝える場（ブックスタート）を提供します。

③ 読書習慣定着のための家庭に対する普及・啓発活動及び情報発信

小学校、中学校と学校段階が進むにつれて読書離れの傾向が見られます。家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つことの重要性について理解を深め、家庭での読書習慣の定着を図るため、各家庭及び祖父母に向けての普及・啓発活動や情報発信に努めます。

2 地域における子どもの読書の機会の充実

子どもの読書活動を推進するためには、地域の中で身近に本に親しむことができる図書館が重要な役割を果たします。図書館は、子どもが、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。そのため、中央公民館図書室において、子どもに読書の楽しさを伝え、読書活動を推進していくための様々な活動を展開していくことが望まれます。また、日常的に子どもの読書活動についての啓発活動を行うとともに、発達の段階に応じた様々な取組を積極的に行うことなどが大切です。

① ボランティア等との連携・協力

ボランティアグループ等は、子どもたちに本の魅力を伝える重要な存在であることから、取組の状況を把握するとともに、読み聞かせやおはなし会が充実するよう、ボランティア等との連携・協力を努めます。

② 読書活動の推進に関する情報提供

読み聞かせボランティア等と連携して、保育園・認定こども園・学校の求めに応じて、研修会やおはなし会の講師の斡旋等、様々な子どもの読書活動の推進に関する情報提供を行います。

3 学校等における子どもの読書の機会の充実

学校は、子どもが多くを時間を過ごし、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。幼稚園・保育所等においては、幼児期から読書の楽しさを知ることができるように、子どもが絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが大切です。あわせて、保護者に対しても読み聞かせの大切さや意義を広く普及することが求められます。また、小学校・中学校においては、児童生徒が生涯にわたって読書に親しみ、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。

① 読書活動推進

全校一斉の読書活動を推進します。また図書委員会活動等、児童生徒が主体的に行動して読書活動を推進する機会を設けます。

② 学校図書室を活用した授業実施の検討

授業のねらいや児童生徒の実態に応じて、学校図書室を活用した授業実施に向け検討を行います。

基本方針2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

1 公民館図書室における環境の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもが生活する地域に読書活動を楽しむ図書室があり、そこに豊富な蔵書が整備されている必要があります。また、読み聞かせやボランティア等によって組織されたグループ・団体は、子どもが読書に親しむ機会を提供したり、公民館図書室の活発な活動を支えたりするとともに、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広める上で、重要な役割を果たしています。絵本、児童・青少年用図書を提供する書店等の民間企業も子どもの読書活動を推進する上で欠くことのできない存在です。

① 図書の整備・充実

様々な年齢、生活体験、読書体験の子どもたちを念頭に置いた、あらゆるジャンルの本をそろえ、提供していきます。また、可能な限り児童図書購入費の確保に努めるとともに、県立図書館からの協力貸出を行い、常に魅力ある本をそろえることを目指します。

② 使用促進を目的とした行事・展示の実施

図書室利用・読書推進につながるような多様な行事・展示を企画実施しながら子どもたちのニーズを把握し、サービスの充実を図るというサイクルをつくります。また、「子ども司書養成講座」を実施し、学校・地域・家庭で読書の大切さや楽しさを広める役割を担う人材を育てます。

③ 貸出サービス体制の整備・充実

公民館から遠い地域に住む子どもなど、より多くの子どもに読書の機会を提供するために、学校図書室や移動図書室など様々な貸出サービスを受けられる場所を整備し、活用していきます。

④ 図書館等の情報化

地域における子どもの読書活動を推進するためには、絵本、児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書に関する情報や、おはなし会の開催など子どもの読書活動の機会に関する情報を広報等により積極的に住民に提供します。

⑤ 職員研修の充実

職員においても、絵本、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子どもの発達の段階に応じた図書の選択に関する知識、子どもの読書指導に関する知識・技術等が求められることから、職員研修の充実を図ります。

2 学校図書室における環境の整備・充実

学校図書室は、「読書センター」としての機能と、「学習・情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。特に、近年は確かな学力の確立のため、各教科の学習活動において児童生徒が自主的に探究する能力が求められており、そのためには、学校図書室の利活用の促進が重要です。さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするため、また、ストレスの高まりや生徒指導上の諸問題へ対応するため、「心の居場所」としての機能を充実させていくことが期待されています。学校図書室の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となって学校図書室の機能の充実を図っていくことが重要です。

① 学習支援機能の充実

各教科等の資料の活用、委員会活動、部活動などの教育活動における学校図書室の利用を通して、学習支援機能の充実を図っていきます。

② 図書システムの活用

図書の受入・整理・除籍・検索・貸出・返却・利用状況管理等を行うため、図書システムを活用します。さらに、機能の充実や県立図書館との連携を図っていきます。

基本方針3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

1 子どもの読書活動に関する啓発の推進

「子ども読書の日」（4月23日）及びこの日から5月12日までの「こどもの読書週間」や「読書週間」（10月27日～11月9日）、「あおり冬の読書週間」（小寒から大寒を挟んで3週間）は、国民や県民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられました。これらの期間を利用し次の取組を行います。

① 啓発の推進

「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい取組を更に広げていくために、地域、学校、民間団体等との連携を図りながら、より充実した啓発活動が展開されるよう働きかけていきます。また、子どもの健やかな成長に対する絵本の影響力や、子どもと本を結びつける読み聞かせ活動の効果に対する理解を深める機会を提供することにより、地域ぐるみで子どもの読書環境づくりを推進する機運を高めることを目的とした、子どもの読書活動の推進を図る啓発活動に努めます。

第6章 子どもの読書活動の重点実践策

第5章で掲げた「基本方針」1～3に基づいた、子どもの読書活動の推進に向けた重点実践施策は以下のとおりです。

◇重点実践施策

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実にに向けた取組の推進

- 家庭読書の日（毎月第3日曜）
- 家庭教育講座（読書関係）等の読書に関する事業参加促進
- おすすめ本の活用等による読書の習慣化
- 7か月健診でのブックスタート事業
- 読書ボランティアグループ（大鰐町読書推進会）による読み聞かせ会の開催
- 紙芝居、大型絵本の貸出
- 新しい人材や読書団体の育成
- 公民館図書室の更なる利活用による読書推進
授業や調べ学習での積極的な学校図書館室利用を促進します。
- 保育園・認定こども園・小中学校との連携事業
出前読み聞かせ等の活動の充実に努めます。
- 良質な絵本・紙芝居の拡充
- 年齢と目線に合わせた絵本コーナーの設定
- おたよりによる啓発活動
- 指導計画に基づく学校図書室運営
司書教諭を中心に読書離れ児童生徒への読書奨励に努めます。

基本方針2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

- 公民館図書室の環境整備
本のジャンル別コーナーを設置し本を探しやすい環境整備に取り組めます。
- 魅力ある図書室運営のための調査・意見交換
本計画を推進していくため、関係機関のより一層の連携が必要となります。
- 絵本・児童書コーナーのスペース設置
利用したいと思えるような環境整備に取り組めます。
- 中・高校生向け図書コーナー、学習スペース設置
中・高校生世代の利活用がしやすい環境に取り組めます。
- 県立図書館との連携
相互貸借や共通利用券の普及に努め、ネットワークの強化に取り組めます。

基本方針3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

- 『こども読書週間』に合わせた事業参加
- 春、秋、冬の読書週間や家庭読書の日に合わせて事業の実施

○講演会・読み聞かせ会の開催

読書の大切さを知り、自分から手に取って本を読むきっかけづくりに取組みます。

○書店やインターネット、生涯学習だよりからの情報収集

自分の興味・関心に合った本と出会うきっかけづくりに取組みます。

○講演会等への積極的な参加

読書への関心を高める学習機会に取組みます。

○読書に関する情報提供

生涯学習だよりに図書に関する情報を掲載します。

《資 料 編》

- | | | |
|---|-------------------------|-------|
| 1 | 子どもの読書活動の推進に関する法律 | P 1 8 |
| 2 | 子どもの読書活動をめぐる国及び青森県の主な動向 | P 2 0 |
| 3 | 大鰐町子ども読書活動推進計画策定委員会会則 | P 2 2 |
| 4 | 第3次大鰐町子ども読書活動推進計画策定委員一覧 | P 2 4 |

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成13年12月12日 法律第154号]

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動基本計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 子どもの読書活動をめぐる国及び本県のこれまでの主な動向

年 月	国・県・町	内 容
平成13年12月	国	子どもの読書活動の推進に関する法律 公布・施行 ・子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにする。 ・4月23日を「子ども読書の日」と定める。
平成14年 8月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 策定
平成16年 3月	県	青森県子ども読書活動推進計画 策定
平成17年 7月	国	文字・活字文化振興法 公布・施行
平成18年12月	国	教育基本法 改正 ・家庭教育、幼児教育、学校・家庭・地域の連携協力についての規定が盛り込まれる。
平成19年 6月	国	学校教育法 改正 ・義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられる。
平成20年 3月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）の策定 学習指導要領の告示（幼稚園・小学校・中学校） ・各教科を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めている。 ・幼稚園教育要領では、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることを定めている。
8月	国	図書館法 改正 ・図書館にその運営状況に関する評価及び改善や情報提供に関する努力義務が課せられる。
平成21年 3月	国	学習指導要領の告示（高等学校・特別支援学校） ・各教科を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めている。
平成22年 3月	国	「国民読書年」の取組開始 ・「国民読書年に関する決議」（平成20年6月、国会決議）による。
平成22年 3月	県	青森県子ども読書活動推進計画（第二次）策定
4月	町	大鰐町子ども読書活動推進計画 策定

平成23年 4月	国	学習指導要領全面実施（小学校及び特別支援学校小学部）
平成24年 4月	国	学習指導要領全面実施（中学校及び特別支援学校中学部）
12月	国	図書館の設置及び運営上の望ましい基準 改正
平成25年 4月	国	学習指導要領全面実施（高等学校及び特別支援学校高等部） ※数学・理科は平成24年度から。
5月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）の策定
平成26年 4月	町	大鰐町子ども読書推進計画（第二次）策定
6月	国	学校図書館法の一部を改正する法律 成立 ・学校に学校司書を置くよう努めなければならないことが定められる。
平成27年 3月	県	青森県子ども読書活動推進計画（第三次）策定
平成30年 4月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）の策定
令和2年 月	町	大鰐町子ども読書推進計画（第三次）策定

3 大鰐町子ども読書活動推進計画策定委員会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、大鰐町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、読書活動推進計画を策定し、文化の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 策定に必要な計画に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) 関係者及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組 織

(委 員)

第4条 本会は、委員をもって組織する。

委員は次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 読書に関する施設・団体および学校・幼稚園等教育現場に属する者
- (2) 読書について学識を有する者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(役 員)

第5条 本会に、委員の中から次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 副委員長は、委員長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第7条 委員の任期は、本会の目的を達成する日までとする。

第3章 会 議

(会 議)

第8条 本会に、次の会議を置く。

(委 員 会)

第9条 委員会は委員で構成し、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長があたる。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 事務局 (事務局)

- 第10条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局の職員は、教育長が任命する。
- 3 事務局に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第5章 会計 (経費)

- 第11条 本会は原則としてボランティア活動を基本とするものとして、謝金・旅費等については無償とする。そのため、会計・監査等は置かないものとする。

第6章 解散 (解散)

- 第12条 本会は、その目的が達成されたときに解散する。

第7章 補則 (補則)

- 第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- ・この会則は、平成22年1月27日から施行する。
- ・平成26年1月16日一部改正。

4 第3次大鰐町子ども読書活動推進計画策定委員一覧

- ① 委員長 村井 富久子 大鰐町読書推進会「わにっこわくわく」会長
- ② 副委員長 西谷 義廣 大鰐町社会教育委員長
- ③ 委員 玉田 和美 大鰐小学校教諭
- ④ " 一戸 峻 大鰐中学校教諭
- ⑤ " 大越 康子 大鰐町中央児童館児童厚生員
- ⑥ " 成田 勝治 大鰐町教育委員会学務生涯学習課長
- ⑦ " 渡邊 英晃 大鰐町教育委員会学務生涯学習課長補佐
- ⑧ " 山川 暁 大鰐町教育委員会学務生涯学習課主事

第3次大鰐町子ども読書活動推進計画

発行／令和2年4月 大鰐町教育委員会

〒038-0211 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田51-8

TEL 0172-48-3201 FAX 0172-48-3215

<http://www.town.owani.lg.jp/>



湯の郷・雪の郷・りんごの郷

おおわに